

議 事 日 程 (第 3 号)

令和5年9月8日(金曜日) 午後4時19分 開議(本会議)

日程第 1 ※補正予算審査特別委員会

議第53号 令和5年度遊佐町一般会計補正予算(第3号)

議第54号 令和5年度遊佐町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)

議第55号 令和5年度遊佐町地域集落排水事業特別会計補正予算(第1号)

議第56号 令和5年度遊佐町介護保険特別会計補正予算(第1号)

議第57号 令和5年度遊佐町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

議第58号 令和5年度遊佐町水道事業会計補正予算(第1号)

※事件案件の審議及び採決

日程第 2 議第61号 令和4年度遊佐町水道事業会計剰余金の処分について

日程第 3 ※補正予算審査結果報告及び採決

※条例案件

日程第 4 議第60号 遊佐町家畜貸付条例の一部を改正する条例の制定について

※事件案件

日程第 5 議第62号 遊佐町過疎地域持続的発展計画の一部変更について

日程第 6 議第67号 令和5年度橋梁長寿命化修繕計画事業尻引橋橋梁補修工事請負契約の締結について

※一般議案

日程第 7 議第59号 令和4年度遊佐町各会計歳入歳出決算の認定について

認第 1号 令和4年度遊佐町一般会計歳入歳出決算

認第 2号 令和4年度遊佐町国民健康保険特別会計歳入歳出決算

認第 3号 令和4年度遊佐町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算

認第 4号 令和4年度遊佐町地域集落排水事業特別会計歳入歳出決算

認第 5号 令和4年度遊佐町介護保険特別会計歳入歳出決算

認第 6号 令和4年度遊佐町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

認第 7号 令和4年度遊佐町水道事業会計決算

日程第 8 ※決算審査特別委員会の設置について

☆

本日の会議に付した事件

(議事日程第3号に同じ)

☆

出 欠 席 議 員 氏 名

応招議員 12名

出席議員 11名

1番	駒井	江美子	君	2番	今野	博義	君
3番	渋谷	敏	君	4番	本間	知広	君
5番	那須	正幸	君	6番	佐藤	俊太郎	君
7番	齋藤	武	君	8番	松永	裕美	君
9番	菅原	和幸	君	11番	斎藤	弥志夫	君
12番	高橋	冠治	君				

欠席議員 1名

10番 土門治明君

☆

説明のため出席した者職氏名

町企画課長	時田博機君	総務課長兼	池田久君
地域生活課長兼	渡会和裕君	産業課長兼	田内ひろみ君
市民課長兼	田智光君	農委事務局長	渡部智恵君
町会教養委員	伊藤海垣君	健康福祉課長	土門敦充君
	石鳥石垣君	教育委員会	佐藤藤間君
		代表監査委員	本間康弘君

☆

出席した事務局職員

事務局長 土門良則 議事係長 船越早苗 主任 友野友

☆

本 会 議

議長（高橋冠治君） 延会前に引き続き本会議を開きます。

（午後4時19分）

議長（高橋冠治君） ただいまの議員の出席状況は、10番、土門治明議員が所用のため欠席、その他全員出席しております。

なお、説明員としては、池田副町長が所用のため欠席、なおその他説明員としては全員出席しておりますので、ご報告いたします。

上衣は自由にしてください。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

次に、事件案件の審議及び採決を行います。

日程第2、議第61号 令和4年度遊佐町水道事業会計剰余金の処分についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

議長（高橋冠治君） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（高橋冠治君） ないようですので、これにて討論を終了します。

これより議第61号 令和4年度遊佐町水道事業会計剰余金の処分についての件を採決いたします。

本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（高橋冠治君） 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第3、補正予算審査の結果報告に入ります。

さきに補正予算審査特別委員会に付託し、審査をお願いしておりました令和5年度遊佐町一般会計補正予算（第3号）ほか、特別会計等補正予算5件について、補正予算審査特別委員会、斎藤弥志夫委員長より、審査の結果について報告を求めます。

補正予算審査特別委員会、斎藤弥志夫委員長、登壇願います。

補正予算審査特別委員会委員長（斎藤弥志夫君）

令和5年9月8日

遊佐町議会

議長 高橋冠治 殿

補正予算審査特別委員会

委員長 斎藤 弥志夫

審 査 結 果 報 告 書

令和5年9月6日、定例本会議において、本特別委員会に付託された下記事件につき、審査の結果を次の通り報告します。

記

1. 審査を付託された事件

議第53号 令和5年度遊佐町一般会計補正予算（第3号）

議第54号 令和5年度遊佐町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

議第55号 令和5年度遊佐町地域集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

議第56号 令和5年度遊佐町介護保険特別会計補正予算（第1号）

議第57号 令和5年度遊佐町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

議第58号 令和5年度遊佐町水道事業会計補正予算（第1号）

2. 審査の結果及び意見

令和5年度遊佐町一般会計補正予算については慎重に審査した結果、修正案を除く原案の通り決定すべきであると決した。

令和5年度遊佐町公共下水道事業特別会計補正予算ほか、4件の特別会計等補正予算については慎重に審査した結果、原案の通り決定すべきであると決した。

3. 審査の記録

遊佐町議会委員会条例第27条に規定する本特別委員会の記録は、別途整理のうえ提出する。

議長（高橋冠治君） お諮りいたします。ただいま各会計6件を一括して委員長報告が行われましたが、委員長報告に対する質疑を省略し、それぞれの議案ごとに討論、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

議長（高橋冠治君） ご異議なしと認めます。

それでは、それぞれの議案ごとに討論、採決を行います。今回修正もありますので、採決の仕方が複雑になるので、事務局長より説明願います。

事務局長（土門良則君） それでは、ご説明申し上げます。

まずは補正予算審査結果でございますが、先ほど修正案が提出されまして、委員会としてはその修正案を有効として賛成ということになりました。そこで、今回の本会議では、補正予算のこの53号の補正予算（第3号）については、修正案を除く原案に対して賛成をいただいておりますので、その討論と採決、そしてもう一つ、もともとの原案についての討論及び採決ということで、補正予算（第3号）については2本討論と採決を行いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

議長（高橋冠治君） それでは、初めに議第53号 令和5年度遊佐町一般会計補正予算（第3号）について討論を行います。

最初に、一般会計補正予算の修正をした予算案についての討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（高橋冠治君） ないようですので、討論を終了します。

次に、第3号の一般会計補正予算、修正の前の原案についての討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（高橋冠治君） ないようですので、これにて討論を終了いたします。

続いて、それでは議第53号 令和5年度遊佐町一般会計補正予算（第3号）の修正案を除く原案について採決いたします。

可否について、挙手しない者は否とみなします。

お諮りいたします。補正予算審査特別委員会委員長報告は、原案ではなくて、修正案を除く原案の委員長報告のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

（「修正案を除く」の声あり）

議長（高橋冠治君） 修正案を除く……

（「議長報告の修正案のとおり」の声あり）

議長（高橋冠治君） そうです。議長報告のとおり、修正案を除く議長報告のとおり賛成の方の挙手を願います。先ほど修正案……

（「暫時休憩」の声あり）

議長（高橋冠治君） 暫時休憩します。

（午後4時28分）

休

憩

議長（高橋冠治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後4時28分）

議長（高橋冠治君） それでは、先ほどの補正予算審査に対して修正案が出ました。その修正案について、特別委員会の中では可決されました。もう一度本会議の中で可決する必要があると思いますので、先ほど示された修正案、議第53号 令和5年度遊佐町一般会計補正予算（第3号）に対する修正案を採決ということでもいいわけですが、先ほどの修正案について本会議で再度皆さんにお諮りいたします。

賛成の皆さんの挙手を願います。

（何事か声あり）

議長（高橋冠治君） 修正の修正案の。

（賛成者挙手）

議長（高橋冠治君） 5対5です。

そうすると、同数の場合、投票になりますので、暫時休憩いたします。

（午後4時30分）

休

憩

議長（高橋冠治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後4時30分）

議長（高橋冠治君） ただいまより投票を行います。

本件は、無記名投票で決することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

議長(高橋冠治君) 異議なしと認めます。

なお、遊佐町会議規則第83条の規定により、可とする者は賛成、否とする者は反対と所定の投票用紙に記載し、投票をお願いします。

なお、皆さんに申し上げます。白票の取扱いについては、遊佐町議会会議規則第84条の規定により、白票及び賛否の明らかなでない投票は否とみなします。反対といたしますので、間違いないよう記載をお願いいたします。

それでは、投票を行います。

議場の閉鎖を求めます。

(議場閉鎖)

議長(高橋冠治君) ただいまの出席議員は、本職を除き10人であります。

お諮りいたします。遊佐町会議規則第32条第2項の規定により、開票立会人に1番、駒井江美子議員と2番、今野博義議員の両名を指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

議長(高橋冠治君) ご異議なしと認め、両名を開票立会人に指名いたします。

投票用紙を配付させます。

(投票用紙配付)

議長(高橋冠治君) 投票用紙の配付漏れはございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(高橋冠治君) なしと認めます。

投票箱を改めさせます。

(投票箱点検)

議長(高橋冠治君) 投票箱に異状なしと認めます。

重ねて申し上げます。本案を可とする場合は賛成と、否する場合は反対と投票用紙に記載の上、議会事務局長の点呼に応じ順次投票願います。また、投票する際は議長席に向かって右から入り、投函された後は左へ通り抜け自席に戻っていただきます。

それでは、議会事務局長をして点呼を命じます。

土門議会事務局長。

事務局長(土門良則君) (点呼)

(投票)

議長(高橋冠治君) 投票漏れはございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(高橋冠治君) 投書漏れなしと認めます。

これにて投票を終了いたします。

開票を行います。開票立会人の立会いをお願い申し上げます。

(開 票)

議 長（高橋冠治君） 投票の結果を報告します。

投票総数は10票であります。これは、出席議員数に合致しております。

有効投票は10票、無効投票は0票であります。

有効投票のうち

賛成 5票

反対 5票

の同数でありますので、地方自治法第116条第1項の規定により、議長の裁決権を行使いたします。

本件は、遊佐町一般会計補正予算案の審査特別委員会で可決されたものでありますので、それを尊重しまして、本件を可決いたします。

以上です。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

議 長（高橋冠治君） それでは、議第53号 令和5年度遊佐町一般会計補正予算（第3号）の修正案を除く原案について採決いたします。

お諮りいたします。補正予算審査特別委員会委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議 長（高橋冠治君） 挙手多数です。

よって、修正案を除く本案は原案のとおり可決されました。

次に、議第54号 令和5年度遊佐町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について討論を行います。

(「なし」の声あり)

議 長（高橋冠治君） ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第54号 令和5年度遊佐町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について採決いたします。

可否について、挙手しない者は否とみなします。

お諮りいたします。補正予算審査特別委員会委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議 長（高橋冠治君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで会議時間の延長についてお諮りいたします。

本日の会議時間を本日の日程が終了するまで延長したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長（高橋冠治君） ご異議なしと認めます。

よって、本日の会議時間は本日の日程が終了するまで延長することに決しました。

これより議第55号 令和5年度遊佐町地域集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について採決いたします。

可否について、挙手しない者は否とみなします。

お諮りいたします。補正予算審査特別委員会委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（高橋冠治君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議第56号 令和5年度遊佐町介護保険特別会計補正予算（第1号）について討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（高橋冠治君） ないようですので、討論を終了いたします。

これより、議第56号 令和5年度遊佐町介護保険特別会計補正予算（第1号）について採決いたします。

可否については、挙手しない者は否と認めます。

お諮りいたします。補正予算審査特別委員会委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（高橋冠治君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議第57号 令和5年度遊佐町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（高橋冠治君） ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第57号 令和5年度遊佐町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について採決します。

可否について、挙手しない者は否と認めます。

お諮りいたします。補正予算審査特別委員会委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（高橋冠治君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議第58号 令和5年度遊佐町水道事業会計補正予算（第1号）について討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（高橋冠治君） ないようですので、これにて討論を終了します。

これより議第58号 令和5年度遊佐町水道事業会計補正予算（第1号）について採決いたします。

可否について、挙手しない者は否とみなします。

お諮りいたします。補正予算審査特別委員会委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり

決するに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議 長(高橋冠治君) 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第4から日程第7まで、議第60号 遊佐町家畜貸付条例の一部を改正する条例の制定についてほか、事件案件2件及び議第59号 令和4年度遊佐町各会計歳入歳出決算の認定についてを一括議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

時田町長。

町 長(時田博機君) それでは、私から提案理由を申し述べさせていただきます。

議第60号 遊佐町家畜貸付条例の一部を改正する条例の制定について。本案につきましては、畜産振興の促進と家畜貸付けの範囲を拡大するため提案するものであります。

議第62号 遊佐町過疎地域持続的発展計画の一部変更について。本案につきましては、過疎対策事業債の適用を受けるに当たり、遊佐町過疎地域持続的発展計画の一部を変更する必要があるため、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第10項の規定において準用する同条第1項の規定に基づき、提案するものであります。

議第67号 令和5年度橋梁長寿命化修繕計画事業尻引橋橋梁補修工事請負契約の締結について。本案につきましては、令和5年度橋梁長寿命化修繕計画事業尻引橋橋梁補修工事について工事請負契約に付するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により提案するものであります。

議第59号 令和4年度遊佐町各会計歳入歳出決算の認定について。本案につきましては、令和4年度遊佐町一般会計歳入歳出決算ほか各会計決算について、去る6月23日付をもって会計管理者より提出されましたので、地方自治法第233条第3項及び地方公営企業法第30条第4項の規定により、監査委員の意見及び関係書類を添えて議会の認定を得たく提出するものであります。

なお、決算の概要につきましては、一般会計ほか5件は会計管理者より、水道事業会計につきましては企業出納員より説明いたさせます。

以上、条例案件1件、事件案件2件、令和4年度遊佐町各会計歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げます。詳細につきましては、所管の課長をして審議の過程で説明いたさせますので、よろしくご審議の上、議決くださいますようお願い申し上げます。

議 長(高橋冠治君) 次に、一般会計及び特別会計の決算の概要について説明を求めます。

初めに、一般会計及び特別会計について会計管理者による説明を求めます。

伊藤会計管理者。

会計管理者(伊藤治樹君) それでは、一般会計ほか5つの特別会計の歳入歳出決算の概要についてご説明申し上げます。

初めに、認第1号 令和4年度遊佐町一般会計歳入歳出決算について申し上げます。

令和4年度の歳入決算額は105億4,257万2,102円、歳出決算額は99億851万3,025円となり、歳入歳出差引額は6億3,405万9,077円になったところであります。

以下、1,000円単位で申し上げます。また、1,000円未満の端数は繰上げや繰下げの調整をしております。歳入歳出差引額から翌年度に繰り越すべき財源1億82万7,000円を差引きした実質収支額は5億3,323万2,000円となり、黒字決算となったところであります。

歳入について申し上げます。歳入は、前年度に比較し9億7,162万7,000円の減で、105億4,257万2,000円の決算となりました。

款別で増額になった主なものは、繰入金で3億1,405万6,000円、県支出金で4,466万1,000円の増額となっております。一方、減額になった主なものは、町債で7億7,600万円、国庫支出金で4億4,513万8,000円、地方交付税で6,113万2,000円の減額となっております。

続いて、歳入の主な項目についてご説明いたします。町税では、前年度決算額に比較し1,120万1,000円、0.8%増の13億7,750万2,000円となりました。

主な税目では、個人町民税が決算額4億5,293万9,000円で0.8%の増、法人町民税が6,202万5,000円で3.6%の増、町民税全体では前年度決算額と比較し1.1%増で、5億1,496万4,000円となりました。固定資産税は、0.2%減の7億3,294万5,000円、軽自動車税5,719万9,000円、たばこ税6,136万9,000円などとなっております。

地方消費税交付金は、0.5%増の3億1,145万7,000円、また地方交付税は1.6%の減で、37億6,347万8,000円となり、地方交付税の歳入に占める割合は35.7%となりました。

国庫支出金は9億838万4,000円で、前年度より32.9%の減、県支出金は6億6,131万6,000円で7.2%の増となりました。

寄附金は8億8,522万2,000円で、前年に比べ4%増となっております。

繰入金は、前年度決算額に比較して43.8%の増で、10億3,131万円となりました。

町債は、前年度に比較して7億7,600万円、56%の減で、6億930万円になりました。町債の内容については、事項別明細書22ページ、23ページに記載されておりますが、総務債で3億9,180万円の減で3,430万円、土木債で1億2,410万円減の1億1,420万円、教育債740万円減の2億1,200万円、また臨時財政対策債では9,300万円減の5,500万円となっております。

町債の歳入決算額に占める割合は5.8%で、前年度比6.2ポイントの減となりました。

次に、歳出について申し上げます。歳出は、前年度決算額と比較して10億799万3,000円、9.2%減の99億851万3,000円となりました。款別では、議会費は決算額8,973万2,000円で0.5%の増、総務費26億1,018万8,000円で13.4%の減、民生費20億1,888万9,000円で5%の減、衛生費4億7,549万3,000円で5%の減、労働費1,009万2,000円で0.2%の増、農林水産業費7億9,087万8,000円で9.6%の増、商工費7億5,340万8,000円で19.4%の増、土木費では9億6,430万5,000円で23.7%の減、消防費3億2,588万円で25.7%の減、教育費では9億3,746万5,000円で5.3%の減、公債費9億1,768万5,000円で17.9%の減、諸支出金1,449万9,000円で18.7%の減となりました。

なお、予備費から社会福祉費に8万円、児童福祉費に72万9,000円を充用しております。

次に、積立て基金現在高について申し上げます。令和4年度末の現在高は、財政調整基金、減債基金、特定目的基金等を合わせ34億125万7,000円で、前年度より1,731万7,000円増額となっております。なお、令和4年度より遊佐町企業版ふるさと納税基金の積立てを開始しております。

以上が一般会計であります。

続きまして、認第2号 令和4年度遊佐町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について申し上げます。

決算規模は、歳入総額で前年度決算額より2.8%、4,545万8,000円減の15億8,551万1,000円で、歳出総額では前年度決算額より2.1%、3,253万6,000円減の15億3,953万4,000円となりました。また、歳入歳出差引額、実質収支額ともに4,597万7,000円になりました。

歳入の主なものは、保険税で4.2%減の2億7,836万1,000円、県支出金は3.3%減の11億1,325万5,000円、繰入金で1億3,235万9,000円となっており、歳出の主なものでは、総務費は2.9%減の3,699万7,000円、保険給付費で1.9%減の10億8,283万円、保険給付費は歳出総額の70.3%に当たります。保健事業費では2,258万8,000円、国民健康保険事業費給付金で3億6,918万6,000円となっております。また、遊佐町国民健康保険基金は1,999万6,000円減の4,306万1,000円となっております。

続いて、認第3号 令和4年度遊佐町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算について申し上げます。

決算規模は、歳入総額で前年度決算額に比較し4.7%増の7億5,515万円、歳出総額は4.9%増の7億95万2,000円であります。歳入歳出差引額、実質収支額ともに5,419万8,000円であります。

歳入の内容は、分担金及び負担金は決算額501万8,000円で16.9%の増、使用料及び手数料が前年度比0.3%減の1億5,538万円、国庫支出金が2,950万円で前年度比22.4%の減、繰入金は4億8,000万円で前年度比6.9%の増などとなっております。

歳出では、総務費1億8,067万5,000円で前年度比41.1%の増、下水道建設費が7,942万8,000円で13.8%の減、公債費が4億4,084万9,000円で1.7%の減となっております。

次に、認第4号 令和4年度遊佐町地域集落排水事業特別会計歳入歳出決算について申し上げます。

決算規模は、歳入総額1億336万7,000円で前年度決算額より0.1%減となっており、歳出総額は、前年度決算額に比較し0.1%減の8,805万1,000円であります。歳入歳出差引額、実質収支額ともに1,531万6,000円となっております。

歳入の内容は、使用料及び手数料が1,962万6,000円で54万円の減、繰入金が6,800万円で前年度より500万円の減などとなっております。

歳出は、総務費3,207万5,000円で前年度より279万円の増、公債費は5,597万5,000円で前年度より292万2,000円の減となっております。

続いて、認第5号 令和4年度遊佐町介護保険特別会計歳入歳出決算について申し上げます。

決算規模は、歳入総額で前年度決算額から0.6%増の19億7,768万4,000円で、歳出総額は前年度に比較し0.4%増で19億799万4,000円であります。歳入歳出差引額、実質収支額ともに6,969万1,000円であります。

歳入の内訳は、保険料が3億8,268万4,000円で0.8%の減となりました。国庫支出金は4億8,183万4,000円で0.9%の減、支払基金交付金は4億8,564万1,000円で2.2%の増、県支出金2億5,578万9,000円で0.1%の減、繰入金は3億556万6,000円で1.6%の増などとなりました。

歳出では、歳出総額の90.7%を占める保険給付費が17億3,061万5,000円であり、前年度と比較して86万7,000円、0.1%の増となりました。

以下、総務費4,134万4,000円、基金積立金3,539万3,000円、地域支援事業費6,277万4,000円などとなっております。

また、遊佐町介護保険給付費準備基金は3,539万3,000円増の2億2,667万2,000円となっております。最後に、認第6号 令和4年度遊佐町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について申し上げます。決算規模は、歳入総額で前年度決算額から2.8%増の1億9,682万3,000円であり、歳出総額は3%増の1億9,600万3,000円であります。歳入歳出差引額、実質収支額は同額の82万円であります。

歳入の内容は、後期高齢者医療保険料が1億2,772万円、対前年度比3%の増、繰入金は一般会計から6,629万2,000円、1.2%増で、この2つの項目で98.6%を占めております。

歳出は、歳出総額の98.1%を占める後期高齢者医療広域連合給付金が1億9,226万8,000円であります。その他、諸支出金が285万4,000円などとなっております。

以上、令和4年度の一般会計と5つの特別会計について、決算の概要をご説明申し上げます。

なお、一般会計の財政分析等の結果については、行政報告書に記載されていますので、御覧いただきたいと思っております。

また、詳細については、審議の過程で所管の課長をもって説明させていただきます。

以上でございます。

議長（高橋冠治君） 続いて、水道事業会計の決算の概要について、企業出納員の地域生活課長より説明を求めます。

太田地域生活課長。

地域生活課長（太田智光君） それでは、認第7号 令和4年度遊佐町水道事業会計決算についてご説明申し上げます。

まず、水道事業の概況について申し上げます。

決算書の12ページを御覧ください。

現在給水人口は1万2,496人で、普及率は99.5%となっております。

給水状況は、年間総配水量が158万9,412立方メートル、1日平均で4,355立方メートルとなりました。年間総有収水量は116万3,670立方メートルで、有収率は73.2%となり、前年度より1.5%の減となりました。

給水人口の減少に伴い、有収水量は減少傾向にあることに加え、配水管並びに冬期間の宅内での凍結に起因する漏水が増加したことから総配水量が増加し、有収率は若干の低下となりました。

続いて、19ページを御覧ください。給水原価は270円2銭で、供給単価の273円28銭に比較し、3円26銭の供給単価高となっております。前年比では、給水原価が5円97銭の増、供給単価が1銭の減となっております。費用の総額は昨年度とほぼ変わらないものの、有収水量が減少したことにより給水原価が増加いたしました。

なお、13ページには、経営指標に関する事項について記載しておりますので、後ほどそちらも御覧ください。

次に、収益的収支（3条予算）について申し上げます。

決算書の2ページに報告書がございますが、25ページからの収益費用明細書でご説明いたします。収益の総額は3億9,161万8,549円で、その内訳は営業収益が3億5,275万9,933円、うち給水収益は3億4,980万8,833円、営業外収益が3,885万8,616円となっております。営業外収益の主なものとしましては、下水道使用料徴収負担金、水道加入金、長期前受金戻入益等になります。

これに対する事業費用について申し上げます。

費用の総額は3億7,408万2,345円で、その内訳は営業費用が3億3,482万2,019円、うち取水配水給水費が1億734万6,999円、総係費は4,164万1,293円、減価償却費が1億8,378万3,233円などとなっております。営業外費用が3,821万2,969円で、企業債の利息の償還や消費税などになります。

収益的収支の差引きは、当年度の損益計算におきまして1,395万5,357円の純利益となります。

次に、資本的収支（4条予算）について申し上げます。

報告書は3ページになりますが、29ページからの資本的収支明細書でご説明いたします。収入総額は2,092万1,978円で、企業債の元金償還に対する一般会計からの繰入金金が1,670万円、これは旧簡易水道事業分の起債償還金になります。工事負担金が422万1,978円となっております。支出総額は1億8,928万1,237円で、建設改良費が7,244万4,130円、企業債償還金が1億1,683万7,107円となっております。建設改良費の主なものは、日沿道建設工事に伴う配水管撤去工事や台帳整備業務委託などになります。委託工事の詳細につきましては、17ページ、18ページのそれぞれの調書を御覧ください。

なお、資本的収支の差引不足額1億6,835万9,259万円の措置については、3ページ及び30ページに記載のとおり、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額475万3,252円、過年度分及び当年度分損益勘定留保資金1億6,360万6,007円をもって補填しております。

次に、貸借対照表については、8ページから18ページまでとなっております。

また、キャッシュフローの計算書の内容については、23ページと24ページを御覧ください。当年度は、建設改良事業が多く、支出も増加しておりますが、水道料金未収金の減、企業債償還金の減などにより、現金預金は期首から増加しております。

最後に、企業債の状況について申し上げます。

32ページ、33ページを御覧ください。

当年度の企業債償還分を差し引いた年度末の未償還残高は、上水道分で8億4,618万1,420円、旧簡易水道分で2億2,592万1,463円、合計で10億7,210万2,883円となっております。企業債償還についてはピークを超え、昨年度より元利金ともに償還金が大きく減少しております。

以上、令和4年度遊佐町水道事業会計について概要を申し上げます。よろしくご審議の上、認定くださいますようお願い申し上げます。

議長（高橋冠治君） 次に、決算審査の概要について、代表監査委員より説明を求めます。

本間代表監査委員。

代表監査委員（本間康弘君） それでは、私から令和4年度遊佐町一般会計並びに特別会計、水道事業会計の決算審査結果を審査意見書から要点を抜粋し、その概要を報告申し上げます。

計数については、会計管理者並びに企業出納員の報告と重複するところがあると思いますが、ご了承願います。

審査は、町長より提出されました令和4年度遊佐町一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算、令和4年度遊佐町水道事業会計の歳入歳出決算をそれぞれ事項別明細書並びに関係諸帳簿、帳票等を詳細に照合し審査した結果、計数はいずれも符合し、誤りのないものと認められました。

また、財政健全化法による健全化判断比率及び資金不足比率について審査した結果、いずれも適正と認

められました。

詳細については審査意見書記述のとおりでございますが、一般会計及び各特別会計の結びに各会計ごとに意見、要望を付してございますので、決算審査に当たり参考にしていただければと思います。

なお、1,000円未満を四捨五入により、小計、合計の調整から数値に若干の差異が生じる場合がありますので、ご了承願います。

審査意見書の概要を申し上げます。

令和4年度決算は、財政指標について、経費削減等の努力により年々改善されてきております。

収納未済額については、過去5年間の内容を見ると、不納欠損処理後の金額は減少傾向にありますが、公平、公正を基本に収納率の向上には引き続き努力されますようお願いいたします。

一般会計について申し上げます。

令和4年度の遊佐町一般会計決算は、歳入総額105億4,257万2,102円、歳出総額99億851万3,025円、差引残額6億3,405万9,077円になります。

これを前年度と比較すると、歳入で9億7,162万7,498円、8.4%の減、歳出で10億799万2,652円、9.2%の減となっております。

以下、一般会計及び各特別会計については1,000円単位で申し上げます。

令和4年度の決算額を財政収支の状況から見ると、歳入歳出差引額6億3,405万9,000円から翌年度へ繰り越すべき財源1億82万7,000円を差し引いた額、5億3,323万1,000円が実質収支となります。

さらに、実質収支から前年度実質収支を差し引いた単年度収支は1,017万2,000円の赤字となっております。単年度収支に財政調整基金3億2,178万3,000円と繰上償還金を加え、積立金取崩し額を差し引いた実質単年度収支は9,768万9,000円の赤字となっております。

なお、性質別歳出状況のその他の経費が歳出総額に占める割合は55.8%で、前年度に比較し6.3ポイントの増、投資的経費は11.2%で、前年度に比較し6.6ポイントの減、義務的経費は33%で前年度に比較し0.3ポイントの減となっております。

また、税など一般財源の充当状況の中で義務的経費に占める割合は35.2%で、前年度に比較し3.8ポイントの減となっております。投資的経費は5.2%で、前年度に比較し0.3ポイントの減となっております。

令和4年度は、町債、地方交付税等が減額となりましたが、形式収支額6億3,405万9,000円の黒字となり、多岐にわたる行政需要に対し健全な財政運営がなされるよううかがえます。

簡素で効率的な行政システム、健全な財政運営に引き続き努められるようお願いいたします。

次に、特別会計について申し上げます。

国民健康保険特別会計の決算では、歳入総額で15億8,551万1,000円、歳出総額で15億3,953万4,000円、差引額4,597万7,000円となっております。

決算額を前年度と比較すると、歳入で4,545万8,000円、2.8%の減、歳出で3,253万7,000円、2.1%の減となっております。

なお、国保税が前年度比4.2%の減となっておりますが、被保険者数の減少している中で国保税の収入未済額が4,746万5,000円となっており、疾病の予防等保健事業の充実とともに、収納率の向上に向けて一層の努力を望みます。

次に、公共下水道事業特別会計の決算は、歳入総額で7億5,515万円、歳出総額で7億95万2,000円、差引額5,419万8,000円となっております。

決算額を前年度と比較すると、歳入で3,386万5,000円、4.7%の増、歳出で3,250万6,000円、4.7%の増となっております。

令和4年度下水道事業債残高は元金33億7,709万6,000円であり、今後施設の老朽化による維持修繕費の増嵩も見込まれる中、適切な事業計画の下に接続率の向上及び使用料収入未済額の解消に努められるよう望みます。

次に、地域集落排水事業特別会計の決算は、歳入総額で1億336万7,000円、歳出総額で8,805万1,000円、差引額1,531万6,000円となっております。

決算額を前年度と比較すると、歳入で5万7,000円、0.1%の減、歳出で13万2,000円、0.1%の減となっております。

今後一層の接続の向上と収入未済額の解消に努められるよう望みます。

次に、介護保険特別会計の決算は、歳入総額で19億7,768万4,000円、歳出総額で19億799万4,000円、差引額6,969万円となっております。

決算額を前年度と比較すると、歳入で1,145万3,000円、0.6%の増、歳出で785万1,000円、0.4%の増となっております。

収納率の向上に一層の努力を望みます。

次に、後期高齢者医療特別会計の決算は、歳入総額で1億9,682万3,000円、歳出総額で1億9,600万3,000円、差引額82万円となっております。

決算額を前年度と比較すると、歳入で528万6,000円、2.8%の増、歳出で575万9,000円、3%の増となっております。

収納率の向上に向けて一層の努力を望みます。高齢者福祉の充実を期したこの制度が、さらなる制度の充実を期待したいと思います。

以上のとおり、各特別会計の収支状況は形式収支、実質収支ともに黒字決算であり、当局の行財政運営に配慮された結果と評価いたします。

次に、水道事業会計の審査について申し上げます。

令和4年度の収益は3億5,957万8,623円、費用は3億4,562万3,266円で、差引額1,395万5,357円が純利益となっております。

当該年度の総配水量は158万9,412立方メートルで、前年度比8,061立方メートル、0.5%の増、有収水量は116万3,670立方メートルで、前年度比1万8,382立方メートル、1.5%の減であり、有収率は73.2%で前年度比1.5ポイントの減となっております。

また、施設利用率は58.9%で、前年度に比較して0.3ポイントの増となっております。

資本的収支では、収入が2,092万1,978円、支出が1億8,928万1,237円、差引不足額1億6,835万9,259円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額475万3,252円、過年度分損益勘定留保資金1億723万1,025円、当年度分損益勘定留保資金5,637万4,982円にて補填されております。

なお、令和4年度において使用料の収納率が向上したことは評価される所であり、今後とも経営の

さらなる安定のため、維持管理費の節減や未収金の回収に努められるよう望みます。

最後に、財政健全化法による健全化判断比率について申し上げます。

まず、実質赤字比率については、実質収支額も黒字であり、実質収支比率についてもプラスとなっています。

また、連結実質赤字比率では、一般会計、公営事業会計及び公営企業会計の各会計の実質収支額が黒字となっているため、実質赤字比率及び連結実質赤字比率はなしとされるものであります。

実質公債費比率は10.7%で、早期健全化基準25.0%を下回っています。将来負担比率は61.4%で、早期健全化基準350%を下回っています。

次に、水道事業会計については、実質収支額が黒字となっているため、資金不足比率はなしとなっております。

以上、令和4年度遊佐町一般会計、各特別会計と水道事業会計の歳入歳出決算審査及び財政健全化法による健全化判断比率及び資金不足比率について概要を申し上げましたが、詳細はお手元の審査意見書のとおりでございます。

以上申し上げます、決算審査の概要報告を終わります。

議長（高橋冠治君） 次に、日程第8、決算審査特別委員会の設置についてを議題といたします。

議第59号 令和4年度遊佐町各会計歳入歳出決算7件については、恒例により小職を除く議員11名による決算審査特別委員会を構成し、審査を行うことといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

議長（高橋冠治君） ご異議なしと認めます。

よって、会議規則第39条の規定に基づき、決算審査特別委員会に付託し、審査することに決しました。

お諮りいたします。それでは、決算審査特別委員会委員長に文教産建常任委員会委員長の松永裕美議員、同副委員長に駒井江美子議員を指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

議長（高橋冠治君） ご異議なしと認めます。

よって、決算審査特別委員会委員長に松永裕美議員、同副委員長には駒井江美子議員と決しました。

決算審査特別委員会が終了するまで本会議を延会といたします。

（午後5時40分）